

### 東京都立大 木村草太教授



離婚後の共同親権を求める理由に「別居親が子どもと会えなかったり、子育てに関われなかったりするケースをなくすため」という主張がある。

「子に会えない」というのは非常に同情を誘う言葉だが、親権の所在にかかわらず、面会交流を求めることは現行法でもできる。子に会えないケースには、①本人が手続きしていない②裁判所が子の利益にならない③と判断④面会交流命令が履行されていない⑤の三パターンがあり得る。いずれも親権の問題ではない。親権がどこにあると、離婚後の父母が子どもについて相談することは全く禁止されておらず、共同親権を取り入れている海外の考え方から大きくずれているわけ

### 離婚後のあり方識者に聞く

離婚後の子どもの養育を考えた本紙の連載「親権を考える」(先月十八、十九日付)には、多くの反響が寄せられた。目立ったのは、離婚後の親権を父母のどちらかに限る「単独親権」のままでもいいか、両方の親が持つ「共同親権」を導入すべきかについての意見だ。読者の声を紹介するとともに、親権制度を法的な観点から解説している木村草太・東京都立大教授と、離婚後の親子の交流支援の重要性を訴える小田切紀子・東京国際大教授の話をお届けする。(小林由比、長田真由美)

## 親権を考える

反響編

共同親権で両親が共に育てることが子どもにとって大事だと発信している。

離婚後も子どもが両方の親と日常的な交流を持つことで、離婚による子どもの心身への影響を和らげる。ところが国内の研究で分かっている。そのために、子どもが安心して安全に交流できるように、面会交流の支援団体のようなインフラを整えることが必要だ。

調停や審判で決まる日本の面会交流の多くは月一、二回。一方、私が専門に研究している米国では、子どもが日常的に別居親と会っている。例えば三歳児は記憶の容量が小さいので、月

きむら・そつた 専門は憲法学。子どもの権利、差別されない権利、平等原則などが研究テーマ。

## 単独親権でも交流可能

離婚後も共同親権になると何が変わるのか。両親に積極的に真摯な合意がない場合にまで強制的に共同親権を継続する制度になれば、子の利益を害する。共同親権になると、引越やワクチン接種、進学、海外旅行など重要事項の決定に別居親の同意が必要となる。両親が話し合いできない関係の場合、重要事項がスムーズに決定できなくなる。例えば、別居親の反対で子どもと同居親が望む引越しができなかったり、別居親が子育てに無関心になり音信不通となった結果、海外への修学旅行に必要なサインをもらえずに断念したりといった事態も起き得る。ドメスティックバイオレンス(DV)や虐待があるケースでは「サインが欲しければ会いに来い」といった暴力の道具になる恐れさえある。

DVや虐待が立証され

ではない。

離婚後も共同親権になると何が変わるのか。

両親に積極的に真摯な合意がない場合にまで強制的に共同親権を継続する制度になれば、子の利益を害する。共同親権になると、引越やワクチン接種、進学、海外旅行など重要事項の決定に別居親の同意が必要となる。両親が話し合いできない関係の場合、重要事項がスムーズに決定できなくなる。例えば、別居親の反対で子どもと同居親が望む引越しができなかったり、別居親が子育てに無関心になり音信不通となった結果、海外への修学旅行に必要なサインをもらえずに断念したりといった事態も起き得る。ドメスティックバイオレンス(DV)や虐待があるケースでは「サインが欲しければ会いに来い」といった暴力の道具になる恐れさえある。

DVや虐待が立証され

れば、共同親権から除外すればいいとの意見もある。共同親権に必要なのは両親の協力関係だ。DVや虐待が立証されなかったとしても、相互に話し合える信頼関係のない場合、子についての決定がスムーズにできないため共同親権に向かない。また、DVの完璧な立証は難しいという理解も不可欠だ。

法制審議会(法相の諮問機関)で一年半議論しても意見はまとまらない。家族法は仲の良い関係を支援、保護することはできるが、仲が悪いものを良くすることはできない。壊れた関係を無理やり戻すために法律を使おうということ自体が無理筋だ。

子連れ別居に直面した当事者がショックを受け、強い被害感情を抱くことは理解できる。ただ、住み慣れた家の子連れで離れる選択には、共同生活を続けられない重大な問題がある場合がほとんど。その原因を自省し、信頼関係を回復しようという気持ちに向かう支援の枠組みが必要だ。

### 親同士歩み寄れる

読者から 子どもの声つぶす

◆子どもにとって何が一番良いのかが大事。子どもは両親から愛情を受ける権利がある。両方の愛情で満たされてこそ健康に成長できる。虐待が懸念される場合は別として、共同親権にして両親が子どもを育てることが妥当だ。＝横浜市、男性(78)

◆共同親権は、離婚後に子どもが進学したり、医療を受けたりする時に、別居親の「許可がいる」ということが本質だ。別居親が「ダメ」と言えばできなくなる可能性があり、子どもの声を押しつぶす制度になり得る。＝埼玉県、男性(52)

## 共同養育 子どものため



一度ではすぐ忘れる。発達段階に応じて、別居親も対等な立場で子育てに関わるべきだ。共同親権の導入によって、離婚後も二人で子育てする「共同養育」がスタンダードなことだと社会の意識を変えていける。

DVや虐待がある場合、加害親も親権を持つことを危がむ声がある。DVや虐待があれば特別な配慮が必要で、子どもの安全が保障されるまでは加害者の親に会わせるべきではない。事実関係をしっかりと調べて、加害者に適切な教育をするなど、法務省や内閣府が体制を整えるべきだ。ただ、離婚の中には、加害者でないのに子どもに会わせてもらえず、養育に関与できない人もいる。親

### 東京国際大 小田切紀子教授

おたきじ・のりこ 親が離婚した子どもの心理が専門。米国の支援体制に詳しい。公認心理師、臨床心理士。

### 親権制度を巡る動き

2011年	親権制度の一部を見直す改正民法が成立。離婚後の面会交流や養育費を取り決めることを明記。付帯法議で、離婚後の共同親権の可能性を含めて検討求める
16~17年	別居親との面会を原則義務付ける「親子断絶防止法案」提出へ向け、超党派の議員連盟が議論
21年2月	上川陽子法相(当時)が、法制審議会に家族法制の見直しを諮問
22年6月	自民党法務部会が共同親権導入を提言
7月15日	シングルマザー支援団体が単独親権求めて会見
19日	法制審部会が中間試案のたたき台を公表
8月26日	自民党法務部会が紛糾
30日	法制審部会が中間試案取りまとめ先送り

### 法制審部会で議論 意見は割れたまま

DRがあり、親ガイダンスが実施できる。各県に臨床心理士会があり、親の心理相談にも乗れる。これらを連携させて、共同親権と同時導入すればいい。

離婚後の養育では「子ども」の意思が大事」と言いながら、現状は子どもの気持ちや考えを聞いていない。子どもには自分の気持ちを聞いてもらう権利がある。スキルがある専門家が丁寧に関わり、寄り添った支援をすることが理想だ。

離婚後の子どもの養育に関する法制度を議論する法制審議会の部会で、2021年3月からテーマの一つとなってきた離婚後共同親権制度。裁判官や弁護士、大学教授らの委員の中でも意見が割れたまま、中間試案の取りまとめに向けた動きが進む。

試案は、進学や医療などの重要事項決定権などが含まれる親権を離婚後も父母が共同で行使できるようにする案と、現行通り父母の一方を親権者とする案を併記した形で、当初は先月末に決定し、その後パブリックコメント(意見公募)が実施される予